

# 公共交通不便地域<sup>(※1)</sup>の指定について

議題 3

デマンド交通が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるためには、馬頭線が幹線系統の要件<sup>(※2)</sup>を満たす必要がある。

～令和5年度

馬頭線が幹線系統と認められていた。または幹線系統とみなされていた。

今後

馬頭線が幹線系統と認められず、みなされなくなった場合、デマンド交通の国庫補助金が受けられなくなる可能性がある。

さくら市内の公共交通不便地域と位置付けられる地域を公共交通不便地域と指定することで、デマンド交通の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けられるようにする。

令和 年 月 日  
 番 号

関東運輸局長 殿

名 称 さくら市地域公共交通会議  
 住 所 栃木県さくら市氏家2771  
 代表者氏名 会長 花塚 隆志

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 さくら市地域公共交通会議事務局  
 (さくら市総合政策部総合政策課政策推進室)  
 担当者名 風見 萌香  
 TEL 028-681-1113  
 E-mail sogoseisaku@city.tochigi-sakura.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）  
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
栃木県さくら市 （東日本旅客鉄道株式会社 氏家駅、蒲須坂駅及び関東自動車株式会社 氏家駅前～喜連川本町～馬頭車庫線、氏家駅前～びゅうフォレスト北線、宇都宮市営バス（上河内地域路線バス）氏家線、一般財団法人さくら市観光施設管理協会 観光温泉バス 氏家駅～もとゆ温泉線の停留所から半径 1 キロメートルの区域を除く。）
2. 指定を受けようとする理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通手段を確保するため、フィーダー補助を受けてさくら市全域でデマンド交通を運行している。</li> <li>・現在、フィーダー補助申請において接続性要件としている地域間幹線系統の補助対象路線である関東自動車馬頭線の運行成績がコロナ禍以降悪化しており、今後、補助対象外となる可能性がある。</li> <li>・そのため、デマンド交通において引き続きフィーダー補助を申請するため、新規に交通不便地域の指定を受ける必要がある。</li> </ul>
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
コンタ号・つういんコンタ号（営業区域：さくら市喜連川地区全域および黒須病院） うのはな号（営業区域：さくら市氏家地区全域）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
22,637 人（令和 6 年 3 月 31 日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和 6 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 6 年●月●日
7. その他特記事項
「白沢河原バス停」は上阿久津地区の最寄りバス停であるが、河川（鬼怒川）により分断されているため、阿久津大橋を渡る必要がある。阿久津大橋からは約 2.1Km の距離があり、利用の想定はない。

【添付書類】

- ・指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・関東運輸局審査方針 1. 「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径 1 キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・その他参考資料

